

再公開草案を前にして合同会議での決定事項が完了しつつある IFRS 4 フェーズII アップデート

IASB・FASB合同会議 – 2013年1月

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner

2013年2月6日



目次

- 2013年1月の合同会議とIASB単独会議での暫定決定事項のハイライト
- スタッフ提案と審議内容の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

ハイライト

IASB単独の教育セッション – 1月29日

- 後日IASB・FASB合同会議およびIASB単独会議で議論される予定のスタッフペーパーを審議会に提示

IASB/FASB合同会議での暫定決定事項 – 1月30日

- 予想される保険金のパターンの変動時における保険契約収益の表示
- 移行日時点で有効な契約について、移行後に保険契約収益として表示すべき金額の算定

IASB単独会議での暫定決定事項 – 1月31日

- その他の論点

IASB単独の教育セッション

スタッフによる説明

- スタッフは、以下のペーパーで分析したことを踏まえて提案の内容を理事に説明した。
 - ペーパー2A/96A – 予想される保険金のパターンの変動
 - ペーパー2B/96B – 移行後に保険契約収益として表示すべき金額に関する経過措置の提案
 - ペーパー2C – その他の論点

予想される保険金のパターンの変動時における保険契約収益の配分(ペーパー2A/96A)※

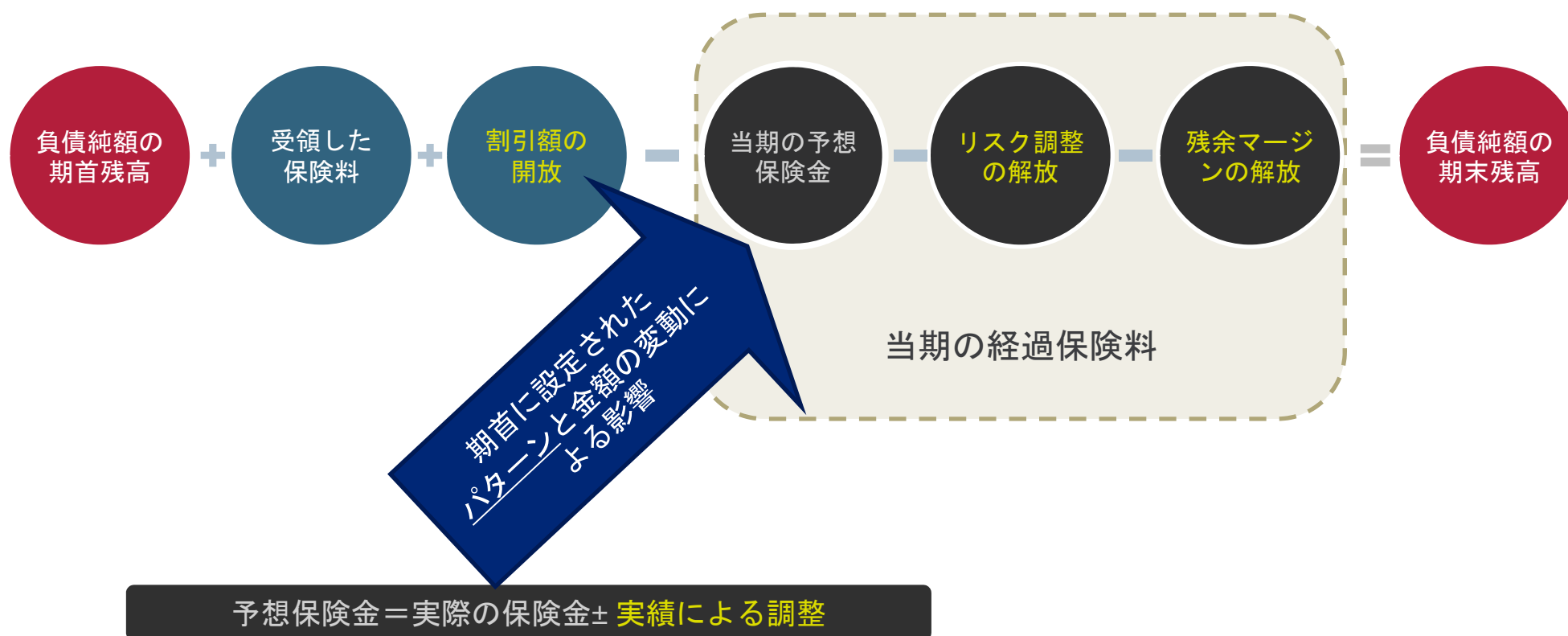
背景

- このペーパーは、予想される保険金のパターン(金額ではない)の変動がある場合に、表示目的上、ビルディング・ブロック・アプローチ(BBA)を適用する保険者がどのように保険契約収益を配分すべきかについて検討している。
- 両審議会は保険契約収益は経過保険料を基礎とすることを既に決定しており、このペーパーはその表示の問題のみ取扱っている。
- 2つのアプローチがスタッフにより検討された。これらのアプローチによれば保険契約収益は以下のいずれかによる。
 - a) 当初認識時で固定する。すなわち、予想される保険金のパターンの当初の見積りを基礎として残存する収益を配分する。
 - b) 見積りの変動がある場合に更新する。すなわち、予想される保険金のパターンに関する直近の見積りを反映するために、将来に向かって残余の保険収益を再配分する。
- スタッフは、BBAを適用する契約(典型的には生命保険の契約)の最も効果的な収益認識方法として後者を選好し、両審議会に提案した。

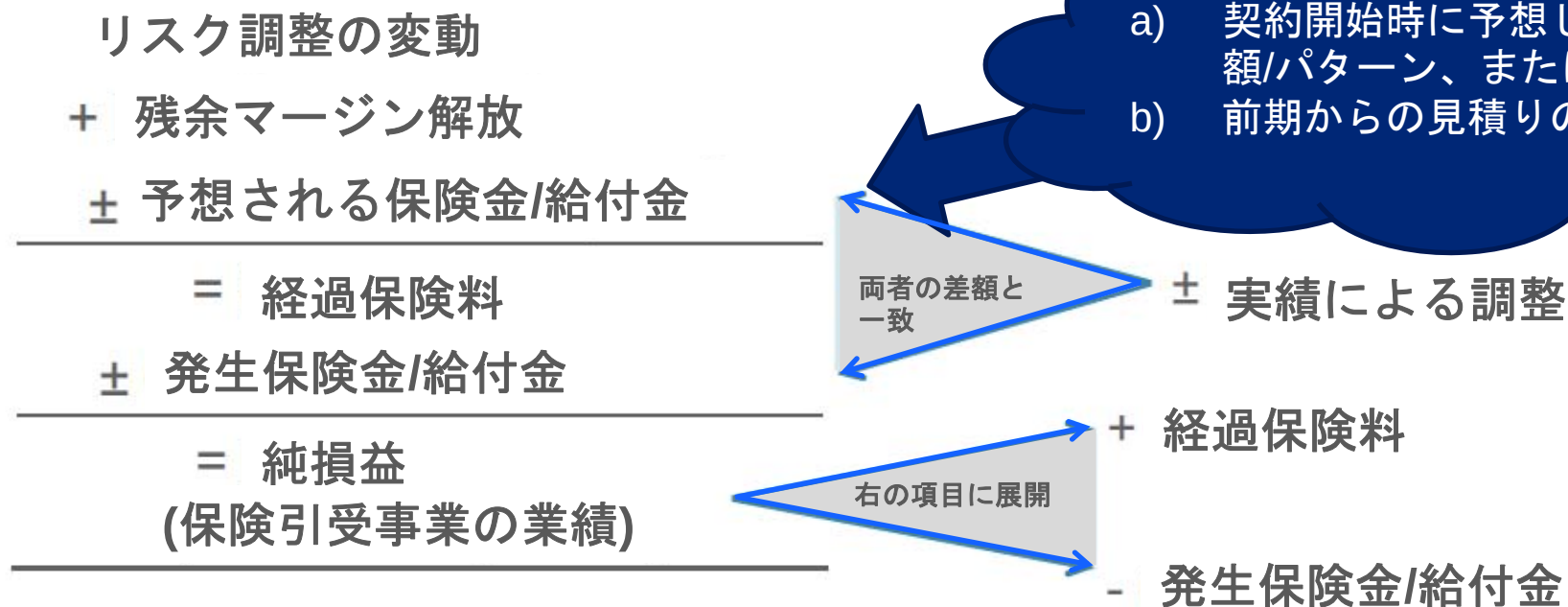
※訳者注：

ペーパー2A/96Aでの「保険金」という用語は、すべての保険金および給付金のほか、関連費用を含めたものとして使用されている。

経過保険料 – 測定モデルからの導出



純損益を展開して発生保険金/給付金を示した場合



経過保険料

- ・ 収益の概念と整合
- ・ 保険契約の測定モデルと整合

予想される保険金のパターンの変動時における保険契約収益の配分（ペーパー2A/96A）（続き）

スタッフ提案

- 予想される将来の保険金パターンの変動がある場合、そのパターンに関する直近の見積りを反映するために将来に向かって残余の保険契約収益を再配分すべきことに同意するか？

審議内容

- 将来見積り（予想される将来の保険金パターン）を修正することによる利益操作の機会を与えることになるという懸念が挙げられた。
- 収益認識の原則との整合性に関する懸念があり、両審議会がこの方法を支持する場合、理論的根拠によりこの方法を厳密に正当化することが再公開草案において文書化されることが必要となるであろう。
- その他の論点は挙げられなかった。

予想される保険金のパターンの変動時における保険契約収益の配分（ペーパー2A/96A）（続き）

審議内容

- 両審議会は以下の事項について全般的に同意した。
 - 1) 契約義務の完全な充足に向けての進捗度の測定に倣うことは合理的であり、収益認識の原則と整合している。
 - 2) 予想保険金パターンの最新の見積りは、当初の見積りよりもより有用な進捗度の測定を提供する。
 - 3) 将来（および現在）に向けての残余の保険契約収益の再配分は、ビルディング・ブロック・アプローチのその他の側面と整合している。

決定事項	IASB	FASB
スタッフ提案の承認	過半数 (13 vs. 2) で同意	全員一致で同意

移行時の残余/単一マージンの算定 (ペーパー 2B/96B)

背景

- 移行時に、保険者は、残存力バーに係る負債の一部(※)を算定しなければならない。その負債は、移行後に包括利益計算書において認識される収益の金額を算定するのに使用される。
- しかしながら、IASBとFASBによる以前の暫定合意の相違により、スタッフはそれぞれ異なる提案を行った。

IASBスタッフの提案

- a) 新しい基準の遡及適用を通じて残余マージンを算定する場合、保険者は契約開始時のリスク調整が移行時のリスク調整と同額になると仮定しなければならない。
- b) 遡及適用が実務上不可能な場合には、保険者は客観的なデータを最大限に利用して、残余マージンを見積らなければならない(すなわち保険者は、残余マージンを従前のGAAPを用いて測定した保険負債に較正すべきではない)。

※訳者注：
「残余/単一マージン」を意味する。

移行時の残余/単一マージンの算定 (続き) (ペーパー 2B/96B)

審議内容

- 1名のIASB理事が、パラグラフ(a)に記載されているスタッフ提案の最初の部分によると、移行時の残余マージンが過大計上されると主張し、移行時に残余マージンの過大計上を引き起こさないその他の方法を調査することを提案した。
- 両審議会は、調査されたいかなるアプローチまたは方法においても、ある程度の主観が入り込むことは不可避であると認めており、スタッフ提案に同意した。

決定事項	IASB
スタッフ提案の承認：パラグラフ (a)	過半数 (1名反対)で同意
スタッフ提案の承認：パラグラフ (b)	全員一致で同意

移行時の残余/単一マージンの算定 (続き) (ペーパー 2B/96B)

FASBスタッフの提案

- 移行時に有効な契約について、移行後に認識すべき収益の金額を次のように算定すべきである。
 1. 遡及適用を通じてマージンを算定する契約については、移行日時点で今後稼得される残りの保険契約収益の算定を、マージンの遡及的な算定に適用される過程を用いて遡及的に行うべきである。

移行時の残余/単一マージンの算定 (続き) (ペーパー 2B/96B)

FASBスタッフの提案

2. 遡及的適用が実務上不可能な契約について。

- a) 移行日時点でのこれらの契約についての残余のカバーに係る負債は、当初認識時の損失または契約開始後に純損益に認識した将来キャッシュ・フローの見積りの変更が構成要素に含まれていないと推定すべきである。
- b) 今後稼得される残余の保険契約収益は、ポートフォリオ中の有効契約に対して予想される対価の累計額(利息計上を加算し、投資要素の受取分を控除)に制限しなければならない。  **将来保険料キャップ**
- c) 残余の保険契約収益は、保険者がその期間に提供したカバー(および他のサービス)の価値に比例して(すなわち、予想保険金および費用ならびにマージン開放のパターンを適用して)、移行日後の期間に配分すべきである。

移行時の残余/単一マージンの算定 (続き) (ペーパー 2B/96B)

審議内容

- ほとんど議論が行われないうちに、投票が行われた。

決定事項	FASB
スタッフ提案の承認	全員一致で同意

ペーパー 2C – その他の論点 (IASB)

背景

- このペーパーで、IASBのスタッフは、ED（公開草案）に寄せられたコメントおよびIASBの暫定決定により生じた意図せざる結果をその他の論点として考察した。
- スタッフは、16個のその他の論点について理事が特に気にした項目のみ議論することを提案した。
- 別スライドの表に、IASBが承認したすべてのその他の論点を記載した。

議論

- IASBはスタッフに提案された多くの論点に同意した。
- 過去に企業結合で取得した保険契約の移行時の測定方法に関連した論点13-15については、極めて多くの議論が行われた。

ペーパー 2C – その他の論点 (IASB)(続き)

移行日前の企業結合で取得した保険契約の測定方法

- 代替案 1 は、該当する契約に対して企業結合日時点にさかのぼって新しいIFRS第4号の企業結合ガイダンスを適用して会計処理することを要求するものである。
この代替案を適用した場合、保険者は次を行う必要がある。
 - a) 企業結合日時点における保険契約の公正価値を決定し、その公正価値と履行キャッシュフローの差額を、その時点における残余マージンまたは暖簾として計上する。
 - b) 企業結合日時点でロック・インされた割引率を決定する。
- 代替案 2（スタッフ提案）では、保険者は、契約がどのように獲得されたかに関らず、企業結合日とは関係なく一般的な移行措置に基づいて、すべての有効契約を同様に会計処理しなければならない。
 - a) その他の保険契約と同様に、修正された遡及適用を通じてマージンを算定する。
 - b) 保険契約開始時にロック・インされた割引率を決定する。

ペーパー 2C – その他の論点 (IASB)(続き)

議論

- スタッフ提案にIASBの多くのメンバーが納得せず、活発な議論が展開された。
- スタッフ提案の企業結合会計と新しい保険契約の会計基準との整合性について多くの論点が浮上した。
- 投票は行われず、これら論点は次回の会議に持ち越されることとなった。

ペーパー2Cその他の論点（続き）

項目	スタッフ提案	ペーパー 2C パラグラフ
1. 保険契約者の会計	このプロジェクトにおいて契約者の会計（出再者を除く）は取り扱わない。	3-5
2. 保険契約の従来の定義の旧契約への継続適用	具体的なガイダンスは作成しない。	6-11
3. タカフル	具体的なガイダンスは作成しない。	12-22
4. 据置年金の認識時点	据置年金の認識時点はカバー期間の開始時点と初回保険料の払込期日のいずれか早い方であることを明確化するように修正する。契約による払込期日が存在しない場合には、保険料受取時に期日が到来したものとみなす。	23-34
5. 履行キャッシュ・フローに含まれる税金	税金の支払いに係るキャッシュ・フローは他のキャッシュ・フローと同様に評価し、処理すべきことを明確化する。	35-42

ペーパー2Cその他の論点（続き）

項目	スタッフ提案	ペーパー2C パラグラフ
6. 繰延税金の割引	このプロジェクトでは繰延税金の割引については取り扱わない。	43-45
7. 自動更更改制度	具体的なガイダンスは作成しない。	46-47
8. キャッシュ・ボーナス	具体的なガイダンスは作成しない。	48-52
9. 出再者が保有する再保険契約 — 正の残余マージンに対する 不利な調整	正の残余マージンに対する不利な調整には、制限は課さない。	53-59
10. 出再者の財務諸表における出 再手数料の扱い	保険者は出再手数料について出再保険料の控除として扱うとしている公開草案の提案を確認する。	60-64

ペーパー2Cその他の論点（続き）

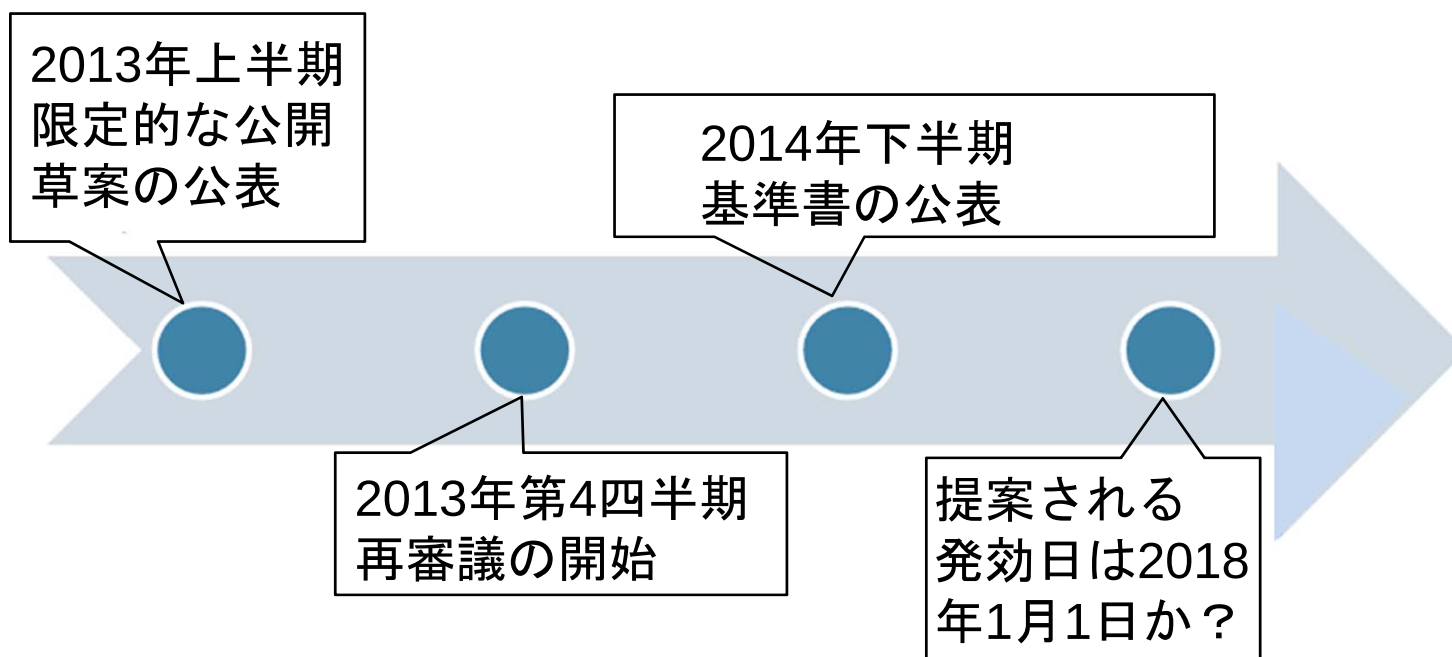
項目	スタッフ提案	ペーパー 2C パラグラフ
11. 保険料配分アプローチの保険料の配分方法とビルディング・ブロック・アプローチの残余マージンの整合性	残余のカバーに係る負債を減額するための要求事項とビルディング・ブロック・アプローチの残余マージンの解放についての要求事項とを整合させる。	65-70
12. 保険料配分アプローチによって計上される契約に対する満期分析の開示	保険者は保険料配分アプローチを用いて計上される契約の残余のカバーに係る負債についてのキャッシュ・フローの満期分析の開示をする必要はない。	71-73
16. IFRS第4号の適用ガイダンス	現在IFRS第4号に付属している適用ガイダンスは新しい基準には引き継がない。※	90-92

※訳者注：

IFRS第4号の適用ガイダンスの引き継ぎをしないことは、IASBがこれを却下したことを意味するものではない旨の明示的な説明を追加することも暫定合意されている。

次のステップと日程

- 次の合同会議は2月18日の週に予定されている。
- 投票されなかった論点について審議する予定である。
- IASBは今月中にフィールドテストについて継続して準備を行う予定である。
- 12月後半に公表された当プロジェクトの状況に関するスタッフの進捗報告において、以下の日程が表示されている。



コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Lead Partner

+44 20 7303 8375

fnagari@deloitte.co.uk



 @Nagarif

Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii)

www.deloitte.com/i2ii

Insurance Centre of Excellence:
insurancecentreofexc@deloitte.co.uk

